

特別報告

狭山第二次再審請求にあたって

松 本 健 男

一、はじめに

狭山弁護団は八月二一日、第二次再審請求を東京高等裁判所に提起したが、この段階で、第二次再審請求の中心的な論点について簡単な素描を試み、支援者の方々の参考に供したく思う。

ご承知のとおり狭山第一次再審は一九七七年八月、上告棄却決定の直後に請求書を提出したが、昨八五年五月、特別抗告棄却決定によって八年ぶりに棄却が確定した。司法権力の壁が極めて厚いことを嫌というほど味わされた訳ではあるが、しかしこれは一般的には当然すぎるほど当然のことであり、一旦、最高裁までの司法権力が有罪を宣告した事件にあって、その同じ裁判所が自らの非を認めて再審

を決定することはよくよくの場合であることを実証する結果となった。狭山事件のような冤罪事件はすべて、司法の政治性との闘いを要求されるのであって、これに短期間で勝ち抜くことは実際には容易ではなかったのである。

そしていま私達は第二次再審を提起する段階を迎えた。再審闘争の困難性を百も承知した上で、なおかつ私達はこれをやめる訳にはゆかない。これは石川被告の人権がかかっているからであり、同時に狭山裁判闘争を闘ってきた全国の支援運動の生命がかけられているからである。しかも私達は第二次再審闘争においては敗北することを許されない。第一次再審においては、司法の壁の厚さ、その政治性を敗訴の理由づけとすることは許されたが、第二次再審は事件後二三年、有罪確定後九年をすでに経過しているのであるから、これ以上絶対に敗けない決意の下に始められね

二、狭山事件の捜査構造

(一)

狭山事件の捜査は一丁のスコップから本格的な展開を示す。確定判決（寺尾判決）は、その点について次のようにいう。△捜査当局は、犯人は音声など諸般の状況から土地勘のある地元の人と判断し、聞き込み捜査を実施したところ、五月六日ごろ養豚業者である石田一義の豚舎内から飼料攪拌用のスコップ一丁が五月一日の夕方から翌二日の朝までに盗難にあったことが判明し、一方、五月一日にはスコップが死体埋没留所に近い麦畑に遺棄されているのが発見されたから、犯人は犬に吠えられないでスコップを盗み出せるもの、すなわち石田一義方出入りの者に限られると推認されたので、それらの者約二十数名につき、事件発生当時の行動状況を調査し、上申書と唾液を提出させて筆跡と血液型を検査するなどして重点的に捜査を進めた結果、被告人の事件当時のアリバイがはっきりしないうえに、脅迫状の筆跡が被告人の筆跡と類似もしくは同一であると認められたことが主な理由となつて、石田方の元従業員被告人が有力な容疑者として捜査線上に浮かび、一次逮捕

が行われたものである。▽そして石川被告に対する一次逮捕の疎明資料として提出されたものはまさに確定判決がいうように、石川被告に書かせた五月二一日作成の上申書と埼玉県警鑑識課員が作成した筆跡検査の中間報告書、石川被告の行動状況報告書だけであり、結局本件犯行に直接関連する証拠資料は、脅迫状と石川被告作成の上申書の筆跡が同一であるとする一通の報告書にすぎなかったのである。

(二)

この事実は、石川被告が逮捕される根拠は、一つはスコップが五月一日に発見され、それが石田方豚舎から盗まれたものとして、盗みうるものは石田養豚場関係者以外にはありえないとの捜査上の予断の見込みが立てられたこと、もう一つは脅迫状と石川被告の筆跡が一致すると認められたことの二点であったことを示している。

(三)

次に石川被告の逮捕の直接の理由となつた筆跡鑑定に就いてはどう考えるべきだろうか。脅迫状は本件犯行において犯人と直接につながる唯一の物証である。つまり脅迫状は犯人によって書かれたものであり、本件犯行が単独犯行であるとすれば、脅迫状を書けないものは犯人ではありえない。そしてこの点については、弁護士は大野晋、磨野久一両氏の鑑定書によって、当時の石川被告には脅迫状を作成しうる能力は全く存在しなかったことを証明し、また大塩達一郎氏によって、石川被告の作成した文書と脅迫状とは、組成文字の縦横比の分布からみて完全に相違していることを実証した。またこうした専門家の鑑定をまたなくとも、脅迫状と上申書を比べてみるだけで両者の相違性は質的に明らかであるが、なぜこれほど本質的に相違する文書が同一人の作成文書であると鑑定されたのかについて考察すると、まさに同一筆跡であるとする右鑑定が、石川被告を犯人とすることによって本件に落着をつけるという既定の捜査方針にもとづいてなされたことが明らかとなるのである。

(四)

そしてスコップと筆跡検査報告書によって、石川被告を犯人に仕立て上げるための捜査活動が本格的に開始される

て、これが見過されるということは全く考える余地のないものであったから、実際には山狩り捜索が打ち切られた五月八日以後に、捜査当局の意をうけた何者かによって同所に置かれたものと考えねばならない。そしてこのさいのために石田養豚場からスコップ一丁を予め確保しておき、これが五月一日の夜紛失したことにすることは捜査当局にとって誠に容易なことであつたに違いない。何も犬に吠えられずに盗み出す必要など全くなかつたのである。ところが右スコップの発見のさい、畑の中に四箇の足跡があることが判明し、いずれも石膏で足型が採取された。それによると二箇は職人足袋、他の二箇は短靴又は長靴であつたから、少なくとも二人以上の人間がスコップの遺棄に拘わつていたことが明らかであつた。ところがこの極めて重要な証拠品である足跡石膏は、高裁審理の中で検察官が、弁護人の提出要求に対して回答したところによると、石川被告を起訴した昭和三八年七月九日の翌日、廃棄処分にしたというのである。すなわち石川被告を起訴することができた以上、スコップ現場の足跡はもはや不必要であるばかりか、有害であると判断されたのである。この点からも右スコップが、捜査の方向を全面的に石田養豚場関係者に、すなわち部落の住民に向けるために意図的に工作されたことが明らかになるのである。

のであるが、捜査当局は石川被告と犯行を結びつける証拠が何一つ存在しないことに直ちに気づかざるをえなくなる。捜査官らは五月二三日早朝石川被告を逮捕し、大規模な家宅捜索を行なうが、何一つ事件との関連を示す物証を発見することができなかった。捜査官らももっとも期待したものは、被害者の所持品と、脅迫状を作成するにあたって用いられた大学ノートの用紙や封筒であったが、石川被告宅から押収された若干のノート、封筒は、脅迫状の用紙や封筒と規格が合わず、勿論被害者の所持品らしきものも何一つ発見されなかった。辛うじて捜査官らは押収した何足かの地下足袋のうちの一足、兄の六造氏が着用していた九文七分の地下足袋について、それが佐野屋横の畑に遺留されていた犯人の足跡と一致するとの鑑定書を作成することができたにとどまるのである。しかしこの足跡鑑定書そのものが、実際には遺留足跡の方が押収地下足袋より一廻り大きいという事実を糊塗するものであったことは、井野博満氏の鑑定によって二義を許さぬまでに証明されているのである。

(五)

捜査官らは石川被告を犯人とする捜査が暗礁に乗り上げたことに気づきつつも、何とか石川被告によって事件の落着を図るべく、幾つかの証拠工作に着手してゆく。そして

告の逮捕とマスコミ操作によって石川被告が犯人だとする世論が形成される中で、こうした捜査への協力者があらわれ、石川被告の犯人性を証明するのであるが、余りにも都合がよすぎる供述であるだけでなく、内田の法廷における極めてあやふやな証言に徴してこれを信用することは到底できない。

(六)

こうした経緯の中で捜査当局は第一次逮捕勾留の期限切れである六月一三日、一旦本件について起訴を見合わせるが、六月一六日、石川被告が保釈で釈放される段階で強盗強姦殺人・死体遺棄の容疑で再逮捕し、ついで六月二〇日自白を強要するに至る。本件で重要な役割を果たした関源三巡査部長は、石川被告が、「俺は関さん善枝ちゃんを殺さないんだ。手紙を書いたのは俺で持って行ったのも俺なんだ、シヤベルを盗んだのは俺なんだ、おまんこをしたのは入間川の友達で、殺したのは入曾の友達なんだ」で始まる自白をしたときの状況について一審第一〇回公判で、「はい、泣いていたといいますが、声を出さなければいけません」と証言しているが、まさに関のこの証言によって、石川被告が「捜査官らによって」落された」こと、冤罪でありながら捜査官の鉄のような意思（どうしても本件の犯人にして

これらの工作を行なうための前提となったのが、筆跡鑑定と足跡鑑定であり、犯人は石川被告以外にはありえないという独断と世論操作にもとづいて事後の工作が行われるのである。被害者の両手首を後手に縛っていた手拭は、地元の五十子米店が年賀用に配布した一六五本のうちの一本であり、配布メモにもとづいて配布先の一軒一軒から回収がなされ（石川被告方からも回収されている）その結果八本が未回収とされた。したがって犯行に使用された一本は、未提出の八本のうちの一本であることが明らかになったのであるが、勿論この段階では未提出の手拭と石川被告を結びつけるものは何もなかった。このことは四枚の配布メモの分析によって解明できるのであるが、その後配布メモ自体の改ざんが行われ、石川被告の起訴の段階においては、未提出者の中に、姉むこの石川仙吉氏と隣家の水村しも氏が書き加えられ、配布したが回収されていない得意先である五十子福二と新井宗輔の二人の名が理由もなく消されてしまうのである。

事件後三五日を経過した六月五日には、これまで捜査当局に情報を提供するなど協力していた内田幸吉なる年寄りが、五月一日の夜、被害者中田栄作方を尋ねに立ち寄り、若い男がいたといい出し、留置場の石川被告の面通しをして、間違いなくその時の男だと供述するのである。石川被告が「さうか」といって、屈辱させられた姿を見るのである。

そしてここから石川被告の自白が始まるのであるが、極めて奇妙なことは、その自白なるものが、犯行の動機や手順などの具体的な犯行の内容ではなく、まず被害者のかばんを遺棄した場所の自白から始められることである。すなわち自白を始めた翌日である六月二一日には三通の供述調書が作成されるが、うち二通はかばんであり、石川被告の自白によってかばんが発見されたときせられる。しかし石川被告の二回目の指示によって発見されたというかばんの隠匿の仕方はいかなるものであったのか。そもそも被害者中田善枝さんが携帯していたかばんの中の教科書・ノート十数冊はすでに五月二五日、桑畑と雑木林の間の側溝に一米二〇厘の長さにわたり、一冊づつを横に並べ、その上にうすく土をかけていた状態で、除草作業をしていた農夫によって発見されている。かばんの中から教科書・ノートだけをとり出し、本格的にかくすのでもなく、こうした中途半端な遺棄の方法をとること自体が誠に不自然であるが、石川被告の自白にもとづいて発見されたというかばんは、右の教科書・ノートの発見場所から西南西に道路をはさんで一三三米離れた山林と桑畑の間の幅一・三米の溝の中に埋めてあったのであり、またかばんを取り出したところその下に牛乳びんとハンカチ、三角布が置かれていたのであ

る。このかばんの隠匿方法も極めて不自然で、何らかの作為が感じられるのであるが、六月二日の石川被告の自白は、「山を出はすれる所の畑から二〇米位で山の中から行く道で左側で三〇米位の所へ捨てたんだ、鞆の中には帳面と本があったのは知ってるけど其の他何かあったと思うけどわかんなかった、其れを自転車からおろして鞆ごと山の中へおっっぽうちゃったんだ、其れっきり行かないから鞆がどうなっているか知らない」（一回目供述）、「山の中へ入って行って善枝ちゃんの自転車についていたゴム紐を放り投げそれからその近くの山と畑の間の低い所の土を少しばかり、はいていたゴム靴でかっぱ本は鞆から出して鞆だけその土をかっぱいたところへ放り出しそのそばにあったわら一束位をかけて置きました。それから私が鞆から出した本もそのそばへ放り出し長靴で泥をかけておきました」（二回目）というものであり、かばんを捨てたというのは発見された場所とは反対側で、また実際にかばんならびに教科書・ノートが発見された状況とは全然違っているのである。もし捜査官が石川被告を本当に犯人だと確信していたとすれば、かばんについての石川被告の供述は現場の状況と余りにも違いすぎるのだから、その違いを訂正させるための努力が試みられねばならないが、捜査官らは石川被告が指示した附近からかばんが発見されたという事実

だけを取り入れて、相違点については全く無関心のまま次の取調べに推移しているのである。しかもかばんの隠匿場所についても、石川被告の供述内容はおおざっぱなのであるから、本当に石川被告の犯人性を実証しようとするのであれば、当然現場に連行して具体的に指示させるべきであるが、この当然の捜査方法（確定判決のいう引き当り）がとられていない。こうした一連のやり方をみると、関ら捜査官は、かばんがどこにあるかを熟知した上で、犯行自白を強要されて聞き直ってしまった石川被告に迎合的な供述をさせ、右供述にもとづいて捜索した結果かばんが発見されたという外見的事実を作出したものとわねばならない。

(七)

同様の手口は万年筆と時計について行われた。万年筆は六月二四日の石川被告の自白にもとづいて六月二六日小島警部ら三名の刑事が自宅の勝手口の鴨居から発見押収したことになる。捜索差押調書によると、そのさい捜査官らは、兄の六造さんに対し、「この辺に一雄君が何か置いてあるというが捜してくれませんか」と鴨居附近を指示し、同人は「幾ら捜してもありませんか」と一人ごとをいいながら鴨居の上を西側から右手を入れて捜していたが、中央にきたとき、「あっあったこんな物が」といつ

驚きの表情でピンク色の万年筆を指先で掴み出して差し出したとなつてゐる。石川被告宅は、五月二三日の逮捕時と六月一八日の二回にわたり徹底的な捜索を受けており、勝手口の上り口には脚立が置かれてゐる写真がある位であるから、多少の背丈のあるものならそこに立っただけで見落すことの考えられない金色キヤップの万年筆が発見されず

に鴨居の上に置かれ放しであったことは全くありえないことである。それではいつ誰が万年筆を仕掛けたかといえば、六月二四日ごろ、石川被告と家族との連絡係を引き受けていた関源三が無断で勝手口から上りこんでいたことが、母りいさんと六造さんの証言によつて明らかとなつてゐる。この万年筆については石川被告の起訴後在中インキの鑑定が行われ、ブルーブラックインキであり、善枝さんが使用していたライトブルーインキではなかったことが証明されている。万年筆は被害者の所持品ではなく、石川自白は虚偽であることが明らかである。

時計についても同様に、石川被告の自白にもとづいて、これを捨てたという狭山市田中の三叉路附近を二回にわたつて捜索したが発見されなかったものが、七月二日、小川松五郎という老人がみつけて届け出たとされているが、押収された時計の側番号は被害品として特別重要品触れに記載された時計の側番号と異なつてゐるのである。品触れに

書かれた側番号は、善枝さんが購入した先が発行した保証書によるものであつて、これが異なるということはこの時計そのものが被害者の所持品でなかったことを、物語つてゐる。

(八)

以上のように狭山事件の捜査の特徴は、スコップの発見によつて犯人の範囲を石田養豚場関係者に限定し、問題のありすぎる筆跡検査だけによつて石川被告を逮捕し、逮捕後は筆跡鑑定、足跡鑑定によつて犯人との同一性が証明されたとする一方、内田幸吉供述や手拭捜査における工作によつて事件と石川被告との関連性が証明されたとし、さらに石川被告を屈服させた後は、自白によつて被害者のかばん、万年筆、時計が発見されたことによつて石川被告の犯人性が不動のものとなつたとする構造を有している。

しかしすでに分析したように、石川被告を犯人だとするこれらの有罪証拠の一つとして真に石川被告の有罪性を証明しうるものではなく、かえつてそのすべてが石川被告を有罪ならしめる目的で作爲された証拠であることが明らかである。前述したように、本件捜査の重要な特徴は、石川被告の自白なるものが、事件の客観的性格に全く符合しないことであり、また捜査官はその不整合な自白を客観的事実に符合させようとする努力をほとんど払つていないことで

ある。あたかもその不完全さを是正させようとするれば、逆とこれまでの「石川被告の供述の全体がもろくも崩壊する」ことを熟知しているかのごとくである。

たとえば捜査官は石川被告に、どのようにして脅迫状を書いたかについて苦しい自白を引き出している。これによると、石川被告は、四月二十八日の午後、自宅でテレビをみながら妹・美智子のノートを破って、「りぼん」という少女雑誌をみて、ひらがなのふりがなから漢字を拾い出して紙にそれを書き出して置き、適当にその漢字を使って手紙を書き上げたと自白させられている。しかし石川被告は部落差別のため小学校教育さえも満足にうけられず、無学に等しい状態で成人していた。

文章を読み字を書くことがほとんどない生活状態であった石川被告は、漢字はほとんど知らず、また語句を正しく表記する能力をもっていなかった。封筒を「ふんと」、学校を「がこ」、自動車を「じどんし」としか表記できない程度であり、漢字としては、自分の名前さえも「一夫」（本当は一雄）としか書けない位であったが、その同じ石川被告が、脅迫状のように、「車出」「か江で気名かったら」「刑札」などのように、ひらがなで書けば意味が通じるところにわざわざ知らない漢字を当てて独特の、漢字を多用する文章を、文法通りに書き上げることがどうして

可能であり、またどうしてその必要があったというのだろうか。石川被告の自白では全くそれは説明されていないし、説明さえも求められてはいない。ただ、「りぼん」には二宮金次郎の絵があったというような供述に対して、実際にもその二二六頁に二宮金次郎の像の写真があることが強調されているだけである。

そしてここであえて強調しておくとするれば、石川被告が犯行を自白したという結論的事実と、これが証拠によって裏づけられているという抽象的事実だけを強調し、自白そのものの合理性の検証を意識的に懈怠するという捜査当局の方針は、一審公判における検察官の石川被告の取り扱い方にも端的にあらわれている。いやしくも石川被告は、検察官が死刑を求刑するほどの重大な凶悪犯罪を犯した者とされていたのであるから、検察官としては本件犯行の動機、内容、事件後の反省の有無などについて、公判廷において改めて確認をなし、情状についても検討することが公判審理の常識である。しかるに一審において検察官の被告人質問は、第七回公判における物証の確認だけである。たとえば、「これを、知っていますか、脅迫状は」「はい、知っています」「これは、だれが書いたんですか」「おれが書いたです」「いつごろ書いたんですか」「四月二十八日です」「書いた場所は」「家で書いたです」「書いた

ざるをえなかったのである。

三、狭山有罪裁判の構造

(一)

どの冤罪事件においても、有罪裁判の構造には共通性がある。これを一口に言えば、有罪を維持するための政治性によって招来される非常識であり没論理である。健全な常識をもち偏見をもたない人であれば絶対に考えつかない屈折した論理を用いて、有罪への架橋がなされる。本来ならその一本の橋桁を取り除くだけで全体がもろくも崩壊する筈なのであるが、かれらは司法の面子にかけてその奇矯な論理を補強し権威づける。したがって冤罪の闘いはその非常識と没論理を否定する取組みなのであるが、同時に司法の政治性との対決を避けることができない。冤罪をかちとるために支援運動による世論の支持が必要なのはここに理由がある。論理だけではなく論理を支える社会的な力が必要なのである。そうでなければ司法権力という強大な社会的力が認知した有罪判断を変更するよう強制することはできない。

(二)

狭山事件の確定判決はこの意味において冤罪事件におけ

たもの万年筆ですか」「ボールペンです」「書いたのは一人で書いたんですか」「ええ、そうです」というような具合であって、脅迫状にまつわる前記のような疑問は全く発問されない。そして残念なことには立会っていた二人の弁護士も何一つ石川被告に自白の真偽を問ひ質そうとする姿勢を示していない。まるで夢遊病者のように石川被告は、どれほど非現実的で不合理な事実に対してもおおむがえしにこれを認めるとする態度だけを持続している。現時点でこの問答を読み返すと誠に奇異なものを感じさせられる。当時の石川被告は、捜査官によって屈服させられ虚偽の自白を維持するとともに、犯行を認める代償として一〇年を出してもらえるという男同志の約束を疑っていなかったのである。捜査官らは犯行を素直に認めれば死刑にならず無期懲役ですむから、一〇年たてば仮釈放されると説明した筈であり、この一見奇異に思える考え方も、司法というものの本質を見抜くならば決して不可解ではない。すなわち一旦自白させられた冤罪の人があとで自白を否認し無実を主張しても、これが無罪になる保障がないだけでなく、逆に反省の欠如を理由としてより重い科刑をうけることは決して稀ではないからである。石川被告はこうした司法権力（捜査権力と裁判所）の不正と怯情という現実を妥協することによって、犯罪者の汚名を甘受する途を選ば

る有罪判決の典型を示している。それは権威ある莊重さによって石川被告の有罪性を裁決するという外見を示しているが、有罪の論拠となるべき事実の認定においては著しく偏向的かつ恣意的であり、公正さと良心性はひとかけらも見当らない。

確定判決はまず自白を離れて存在する客観的証拠とし、筆跡、足跡、血液型、手拭、タオル、スコップ、内田幸吉証言、犯人の音声をあげ、これらがいずれも客観的に石川被告の犯人性を証明するものだとしているが、その主要なものにつき前述したとおりいずれも認められない。そしてこれらの証拠に関する有罪の認定判断は、自白と離れて独立になされているところか、すべて自白を裏づけとし、自白によって支えられているが故に有罪として誤まりでないとするものである。筆跡については、確定判決は、大野晋、磨野久一、綾村勝次氏ら弁護側鑑定書の、脅迫状は教育程度の低い被告が書きうるものではなく、小学校以上の教育を受けた者が何らかの意識をもって書いたものであるとする論旨について、「被告人が何らかの資料を見て書くこともあり得ることを無視した、納得し難い見解であるといわざるを得ない」とし、石川被告が『りぼん』を見て書いたと述べている自白を援用して自論の証明としている。確定判決が弁護側鑑定を排除するに当って用いた根

源三による仕掛けを否定した。

しかし何よりも許しがたいのは、石川被告に対する差別的偏見と捜査を合法化する必要から作り出されたうそつき論である。そして石川被告の最大のもそれは、善枝さん殺しをやったことを一旦自白しておきながらこれを否定して冤罪を主張している点にあると確定判決が考えていることは、判決文ににじみ出ている。同時に石川被告をうそつきとすることは確定判決の有罪判断の基本的前提事項であったことをみておく必要がある。一般的な経験則からいえば、被告人が真犯人である場合には、客観的事実と自白とは符合する。しかし冤罪の場合にはどれほど巧妙に虚偽の自白が誘導されたとしても、なお重要な細部において自白は客観的事実とくい違ふ。これは全く体験していない者に体験したとして事実を語る場合に避けることのできないう矛盾点である。確定判決はたとえ自白した犯人でも死刑だけは免れたい一心で自分に不利益と思われる部分を伏せ、不都合な点は潤色して供述することがあるという。これも一般論として間違いない。しかしその場合のうそを石川被告の場合にあてはめることは全くの筋違いである。確定判決は石川被告の自白がそのままでは有罪性と矛盾してくることを認めざるをえなかった。ここから石川被告が基本的にうそつきであること(但し犯行を認めた点は

拠はただ石川被告の自白だけであり、筆記能力の同一性に関する科学的分析は全部意識的に排除されていることをみなければならぬ。

そして確定判決の全体を貫く論旨は捜査は適正であるとするみせかけの確信と、石川被告のうそつき論である。本事件において第一審以来弁護人は、有罪証拠とされているものに重大な疑問があることを正しく提起していた。特にかばん、万年筆、時計の三物証は、自白に基いて捜査した結果発見するに至った証拠とされているが、いずれもその発見され方が著しく不自然であり、作為されたものではないかとの疑念にもつき様々な角度からの批判がなされていた。しかし確定判決は捜査官による作為の可能性なるものを頭から否定してかかった。このため、教科書、ノートを埋めたのはかばんとはほぼ同じ場所であるという、客観的事実に反する石川被告の自白は「精神的に興奮しており、しかも薄暗い中で急いで行われたことであってみれば、記憶自体が不正確となり、あるいは事実の一部を見落すことも考えられ」として片附けられ、万年筆については、「鴨居の高さは床から約一七五・九糎で、万年筆のあったのは鴨居の奥行約八・五糎の位置であるから、背の低い人には見えにくく、人目につき易いところであると認められない」として二回の家宅捜索のさい見落されたものとして関

うそではないとの前提がある(を強調しておく必要がある)。しかし確定判決がうその例として引用するものは、たとえば捜査段階で被告人は、筆入れをうんまけたときペンが入っていたと供述しているが、鑑定によると、脅迫状の訂正箇所はペン又は万年筆であり、被告人が万年筆をかばんから取り出したのは四本杉の所で思案していた間のことで、そこで万年筆を使って脅迫状を訂正したものと認めざるをえないから、かばんをぶちまけた時に万年筆をとったという被告人の供述はうそだというのである。常識ある人間がこれを見た場合、確定判決がいう石川被告のうそなるものは、非体験事実を体験事実として供述させられる場合に必然的に混りこまざるをえない性格のものであることを見抜くことは極めて容易ではなからうか。

(三)

上告棄却決定ならびに第一次再審の各決定も、幾多の決定的に重要な新証拠にもとづく無罪主張に対して、全く通り一遍のおさなりの判断を加えているのにすぎない。一例をあげれば、最高裁は、脅迫状には「車出いった」「死出死まう」「一分出も」などのように「で」の当て字として「出」を用いているが、その同じ用法が、石川被告の関源三あての手紙に、「来てくれなくても言い出すよ」、「あつかましいお願い出すが」という形で用いられているということとは

単なる偶然とはみられず、脅迫状の作成者が石川被告である蓋然性を高めるものであるとする。しかし客観的事実にもとづいて考察するならば、石川被告が逮捕後書かされた多くの文書を見ても、漢字の「出」はどこにも出てこないのである。また石川被告は昭和三八年九月六日から同四〇年六月二二日まで関源三あてに一四通の手紙を書いているが、その段階では「出」字の表記を覚え、これを正しく用いていたにもかかわらず「で」に代えて「出」を用いる表記方法は全くとっていなかった。たまたま事件から一年数ヶ月後の一一通目の手紙に二箇所「出」字が用いられていたとしても、これをもって石川被告本来の書き癖とみることは到底許されないし、またこの場合の「出」字のあて方も脅迫状の助動詞的使い方とは全然異なることにも注目すべきである。最高裁などの棄却決定の論旨はこの程度のいいがかり的な浅薄なものであって、事実によってことごとく反証されるものであることをここで明らかにしておく。

四、おわりに

以上、狭山事件の捜査構造と狭山有罪判決の構造について素描を試み、石川被告がいかんにして犯人に仕立て上げられ、また有罪とさせられたかを不十分ながら明らかにし

た。事実と証拠を検討し論証を重ねるたびに、また新しい証拠に出会うたびにその無実性がますます明らかになってくるのが、石川被告にかかる狭山事件の特徴である。この意味では第二次再審は第一次再審に比べてより明るい展望をもって始めることが可能である。石川被告の無実を示す証拠は第一次再審以来の新証拠としてあり余るほどあるものであり、石川被告が作成した文書などはそれ自身が生きた無実の証拠なのである。したがって第二次再審において再審開始決定をかちとるために決定的に必要なことは、東京高裁に、とにかく、口頭弁論を開かせ、事実審理を行わせることである。そのためには支援の運動はもとより、何よりも裁判所をそこへ追いつめてゆくための戦略と戦術が必要である。弁護団は鋭智をあつめてその方途を見出してゆかねばならない。そして早期に石川被告の仮釈放をかちとることも、第二次再審を有利に進めてゆくために緊急不可欠の課題である。第二次再審に当って支援をいただいている皆さんのより一層のご協力をお願いする次第である。